

平成27年度税務支援視察の実施一覧(実施日順)  
(敬称略、順不同 ※は非現職)

日付	曜日	視察者	党派	選挙区	会場
1/25	月	小倉 将信	自民党	東京23区	町田市成瀬駅前センター
1/28	木	菅原 一秀	自民党	東京9区	練馬区役所石神井庁舎・本庁舎
1/29	金	長島 昭久	民主党	東京21区・比	多摩市役所
2/1	月	平沢 勝栄	自民党	東京17区	金町地区センター
		中川 雅治	自民党	参・東京都	東京駅丸の内改札口前
		石原 伸晃	自民党	東京8区	センオン杉並・八成区民集会所
2/2	火	平 将明	自民党	東京4区	大田区入新井集会所
2/3	水	松島みどり	自民党	東京14区	みどりコミュニティセンター
		長島 昭久	民主党	東京21区・比	昭島市役所
2/4	木	松原 仁	民主党	東京3区・比	きゅりあん(品川区)・在原第4地域センター
2/5	金	辻 清人	自民党	東京2区	文京区大原地域活動センター・台東区生涯学習センター
2/8	月	辻 清人	自民党	東京2区	日本橋公会堂2F・月島特別出張所
		石原 宏高	自民党	東京3区	きゅりあん(品川区)・在原文化センター
		菅 直人	民主党	東京18区・比	小金井市民交流センター(宮地楽器ホール)
2/10	水	下村 博文	自民党	東京11区	高島平区民館
2/12	金	海江田万里※	民主党	元職 東京1区	新宿区榎町地域センター3F
2/15	月	松本 文明	自民党	東京7区・比	なかのZERO学習室
		井上 信治	自民党	東京25区	羽村市役所・福生市役所・あきる野市役所
2/16	火	平 将明	自民党	東京4区	大田区役所 本庁舎
2/17	水	太田 昭宏	公明党	東京12区	北とびあ(北区)
2/19	金	山田 美樹	自民党	東京1区	新宿区若松地域センター2F
2/24	水	海江田万里※	民主党	元職 東京1区	主婦会館プラザエフ(千代田区)
		山田 美樹	自民党	東京1区	主婦会館プラザエフ(千代田区)
2/26	金	初鹿 明博	維新の党	東京16区・比	タワーホール船堀4F(江戸川区)
		大西 英男	自民党	東京16区	タワーホール船堀4F(江戸川区)
2/29	月	白 眞勲	民主党	参・全国比例区	豊島区役所新庁舎507
3/7	月	小池百合子	自民党	東京10区	豊島区役所5階

# 税理士の役割をPR

## 国会議員が税務支援を視察

本年も所得税の確定申告の期間中、推薦国会議員を中心に税務支援事業の視察を行った(延べ22議員、33会場)。これには地元税務連及び後援会関係者が同行し、税務支援事業の取り組み状況を説明した。視察を行った議員等は別掲のとおり。(写真は、視察日順) また、一部の写真については、日税政の機関紙に掲載している。(4月1日号)

(広報委員会)

(1月25日 小倉将信議員)



(※小倉議員=右から2番目)

(1月29日 長島昭久議員)



(※長島議員=左から2番目)

(1月28日 菅原一秀議員)



(※菅原議員=右から2番目)

(2月1日 中川雅治議員)



(※中川議員=右から3番目)

(2月1日 平沢勝栄議員)



(※平沢議員=右から3番目)

(2月2日 平将明議員)



(※平議員=左から4番目)

(2月1日 石原伸晃議員)



(※石原議員=左から2番目)

(2月8日 菅直人議員)



(※菅議員=左から2番目)

(2月8日 石原宏高議員)



(※石原議員=左から3番目)

(2月5日 辻清人議員)



(※辻議員=左から3番目)

(2月4日 松原仁議員)



(※松原議員=中央)

(2月17日 太田昭宏議員)



(※太田議員=左)

(2月15日 井上信治議員)



(※井上議員=左から2番目)

(2月15日 松本文明議員)



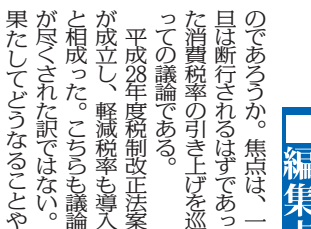
(※松本議員=中央)

(2月12日 海江田万里前議員)



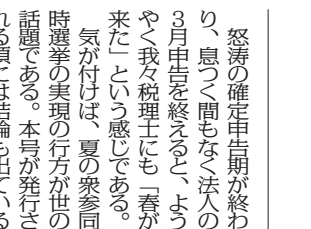
(※海江田前議員=中央)

(2月24日 山田美樹議員)



(※山田議員=中央)

(2月26日 初鹿明博議員)



(※初鹿議員=右から3番目)

(2月26日 初鹿明博議員)



(※初鹿議員=右から3番目)

(2月24日 山田美樹議員)



(※山田議員=中央)

(3月7日 小池百合子議員)



(※小池議員=左から4番目)

(2月29日 白眞勲議員)



(※白議員=左から4番目)

### 編集点描

怒涛の確定申告期が終わり、息づく間もなく法人の3月申告を終え、ようやく我々税理士にも「春が来た」という感じである。気が付けば、夏の衆参同時選挙の実現の行方か世の話題である。本号が発行される頃には結論も出ているであろうか。焦点は、一旦は断行されるはずであった消費税率の引き上げを巡った議論である。平成28年度税制改正法案が成立し、軽減税率も導入と相成った。こちらも議論が尽くされた訳ではない。果たしてどうなることやら。

先日、顧問先と消費税の軽減税率の導入により事務処理の煩雑さと税制に対する要望を雑談した。改めて公平で簡素な税制を具体的に税理士が国政に訴えていかなければならないと痛感している。また中小企業の社長にとって税理

(渋谷・水谷)

士が身近な相談役で何でも聞かれる。税金の事はもとより会社の人事問題、身内の相続の問題まで多岐にわたる。そんな時いつも中庸な意見を示すよう心がけている。社長さんのありがたうを励みに…

(荻窪・久保木)